

2月28日北海道緊急事態宣言、4月17日全国緊急事態宣言が出されました。和寒町においては、1月30日の危機対策連絡会議を皮切りに4月8日に対策本部を設置し感染拡大防止や経済支援対策に取り組んできました。概要をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止対策

・公共施設における取り組み

役場などの公共施設では、注意喚起の看板と消毒液を設置しています。また、窓口には飛沫感染を防ぐため、ビニールカーテンやアクリル板などを設置しています。各施設の使用制限も徐々に見直しを行っています。

・各関係機関、団体への協力要請及びイベント等の延期・縮小・中止

3密を避け、消毒や換気、余裕のある空間、発熱者利用制限などの対策や時間短縮などをお願いをしました。また、行政等のイベント・会議については延期・縮小・中止するなど、多くの方にご協力をいただきました。

・小中学校の休校・分散登校

5月31日まで休校（途中で分散登校あり）。6月1日から通常登校予定。

・健康状態の確認及びマスク配付

75歳以上の単身世帯、夫婦世帯及び障害者など支援が必要な方へ、健康状態の確認及び1人3枚ずつマスクの配付を行いました。

国は5月26日宣言を解除しました。「3密」を避けながら、ウイルスとの共存を余儀なくされるとともに、その中で新しい生活や行動を模索していく必要があります。引き続き予防対策に努めながら、日常生活や経済活動を進めることが求められます。



役場お客さま窓口

経済支援対策・消費活性化対策

・特別定額給付金

一人につき10万円の給付金は5月11日に申請書を送付し、受付を開始しました。第1回の振込は5月20日で、6月3日までに7割以上の振込を終了する見込みです。

・子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方に、子ども1人あたり1万円を給付します。

・飲食店宿泊施設に対する緊急支援金（和寒町独自）

影響の大きかった飲食店・宿泊事業者に対し、緊急支援として30万円を支給しました。

・事業者に対する緊急つなぎ融資制度・事業者借入分の無利子化及び軽減（和寒町独自）

国の新型コロナウイルス感染症特別貸付の制度では資金繰り対応が間に合わない事業者に町の商工業活性化融資利子補給補助の運転資金（限度額300万円）を無利子で融資しています。また、既に借入をしている事業者の利子を7月まで無利子とし、8月以降も0.4%を軽減します。

・お買い物クーポン券発行事業（和寒町独自）

町民の感染予防に対する努力や各搬での協力に対する感謝と経済循環の促進を図るため、全町民1人5千円分のお買い物クーポン券を配付します。



給付金の確認作業

事業所や団体、また個人の方からマスク・消毒液などたくさんのご寄付をいただいております。ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。